

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、7月23日から27日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、最近の県内の状況等について御説明申し上げますとともに、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

さて、政府が9月に発表した月例経済報告では、景気の基調判断を「世界景気の減速等を背景として、回復の動きに足踏みがみられる」としております。

県内経済につきましても、持ち直しているものの、一部に弱い動きがみられるなど、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、去る8月2日、シャープ株式会社から、栃木工場の事業縮小について発表がなされました。長年にわたり、ものづくり県である本県の製造業をリードし、地域経済に大きな役割を果たしてきた有力企業であり、極めて残念なことであります。

県といたしましては、速やかに庁内連絡会議を設置するとともに、県内企業の受注確保や融資に関する特別相談窓口を設置したところであり、今後とも、地元矢板市をはじめ関係機関等との連携を図りながら、事業縮小に伴う本県経済への影響を最小限にとどめるよう、迅速かつ的確に対応して参る考えであります。

次に、東日本大震災等からの復旧・復興についてであります。

大震災の発生から1年半が経過し、公共施設等につきましては、震災前の状態を取り戻してきておりますが、観光・農林業などの分野に

おきましては、今なお、原子力災害の影響から脱しきれておりません。

県といたしましては、引き続き、風評被害の払拭に向け、魅力ある観光地づくりや誘客促進に努めるとともに、県産農産物の安全・安心のPRを全国に向けて戦略的に展開して参ります。

また、収穫期を迎えている米の安全性の確保や県有施設の除染の取組、震災及び竜巻等への対応を盛り込んだ県地域防災計画の見直し、さらには、再生可能エネルギーの導入拡大等を進め、安全・安心で活力あるとちぎづくりに向け、全力で取り組んで参ります。

さらに、今後の震災復興におきまして最重要の課題となりますのが、放射性物質に汚染された廃棄物の処理であります。

本県におきましては、国が責任をもって処分することとされている、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物の保管量が、福島県に次いで多く、最終処分場の確保が喫緊の課題となっております。このような中、去る9月3日に来県した横光環境副大臣から、矢板市塩田の国有林が最終処分場の候補地として提示されたところであり、突然の候補地提示を、地元の皆様は大きな驚きとともに受け止められたものと思っております。

県といたしましては、処分場の設置には、何よりも地元の皆様の理解が不可欠であると考えておりますので、国に対し、候補地選定に至った合理的な理由や最終処分場の安全性の確保について、地元の皆様に対する丁寧な説明を、引き続き求めて参る考えであります。

今後とも、矢板市との信頼関係を深め、この課題に適切に対応して参ります。

次に、元気なとちぎづくりに弾みをつける、喜ばしい報告であります。

一つ目は、この夏に開催されましたロンドンオリンピック及びロンドンパラリンピックにおいて、本県ゆかりのアスリートたちの勇姿が、私たちに多くの感動と勇気、そして元気をもたらしてくれたことでもあります。

ロンドンオリンピックでは、サッカー女子の安藤梢選手、鮫島彩選手、卓球女子団体の平野早矢香選手が銀メダルに、また、柔道男子66kg級の海老沼匡選手、競泳男子 400m個人メドレーの萩野公介選手が銅メダルに輝き、本県過去最多の5つのメダルを獲得する快挙が達成されました。これら5人の選手の皆さんが成し遂げた輝かしい功績に対して、県民とともにその栄誉を讃え、「栃木県スポーツ功労賞」を贈呈したところであります。

惜しくもメダルを逃した選手も含め、更なる御活躍を期待いたしますとともに、元気なとちぎづくりを推進する大きな力となっていただくことを念願するものであります。

二つ目は、いちごの新品種「栃木 i 27号」の名称についてであります。

全国から御応募いただいた 4,388点の候補の中から、農業団体や外部有識者等からなる名称選定委員会の最終審査を経て、「スカイベリー」を選定し、去る9月7日に商標登録がなされました。

大きさも、美しさも、おいしさも、大空に届くようないちごというイメージと、本県の雄大な自然を象徴する、百名山の一つ「皇海山」^{すかいさん}

にもちなんでおり、響きにインパクトがあり、覚えやすく、多くの皆様に愛されるいちごになって欲しいという願いを込めて命名いたしました。

平成26年冬からの本格栽培に向けて、今年12月の出荷より「スカイベリー」として、高級青果店等を中心にテストマーケティングを行うなど、「いちご王国とちぎ」の更なる発展を目指した取組を戦略的に進めて参ります。

私は、これまで、県民の誰もが夢と誇りを持ち、市町村が真に輝く“とちぎづくり”を目指し、全力で県政運営に取り組んで参りました。世界的な経済低迷、少子高齢化、エネルギー問題等、国・地方を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中、東日本大震災等からの復興と「新とちぎ元気プラン」に掲げた「元気度 日本一 栃木県」の実現に向け、立ち止まることなく、あらん限りの力を尽くして参りたいと考えております。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解とより一層の御支援を心からお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算7件、条例8件、その他の議案12件の計27件であります。このほか認定6件、報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、「とちぎ未来開拓プログラム」を踏まえつつ、東日本大震災等からの復興対策を中心に、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、71億 5,931万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、7,906億 9,328万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、震災等からの復興対策の推進についてであります。

災害に強い地域づくりを推進するため、私立幼稚園の耐震化や防災拠点施設への再生可能エネルギー等の導入を進めるとともに、緊急防災・減災対策事業費を追加計上し、避難所周辺の道路整備や橋梁・トンネルの耐震化等に取り組むことといたしました。

また、震災により被害を受けた中小企業等から構成されるグループ等の施設・設備や国指定文化財等の復旧に対し支援を行うとともに、しいたけ原木林等の放射性物質影響調査や首都圏での県産農産物の安全・安心のPR、海外における誘客プロモーションなどの風評被害対策等に取り組むことといたしました。

次に、県民生活に関わる緊要な課題等への対応についてであります。

地球温暖化対策の推進を図るため、とちぎの元気な森づくり県民税事業費を追加計上するほか、一般住宅向け太陽光発電システム設置に対する補助件数を拡大することといたしました。

また、地域活性化のための基盤整備を推進するため、公共事業費を追加計上するほか、平成25年度に本県で開催される第69回国民体育大会冬季大会に向け、施設改修の設計を行うとともに、1年前イベントを開催し機運の醸成と観光振興等を図っていくことといたしました。

さらに、県民生活活性化基金を活用し、クジラ化石類調査研究等を実施するほか、警察における取調べの可視化及び高度化に対応するため、録音・録画装置を全ての警察署に設置することといたしました。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、下水汚泥処分等に要する経費について補正するものであります。

第3号議案から第7号議案までの5件は、新企業会計システムの開発を行うための企業会計の補正予算であります。

第8号議案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において作業に従事する職員に対し手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、行政委員会委員等の報酬体系を見直すため、栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県救急医療運営協議会において、災害医療業務の円滑適正な運営を図るために必要な事項を調査審議するため、栃木県附属機関に関する条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例の有効期限を平成33年3月31日まで延長するため、栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、地方税法の一部改正に伴い、地方消費税の税率を段階的に引き上げることについて、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第14号議案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、市町村に対し交付する県調整交付金の総額等を改定するため、栃木県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、児童手当法の一部改正に伴い、栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第16号議案は、栃木県教育委員会委員栗原義一氏及び河野遵氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、その後任として岡直樹氏及び吉澤慎太郎氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めらるるものであります。

第17号議案は、栃木県公安委員会委員小林辰興氏の任期が来る9月23日に満了いたしますので、その後任として飯塚真玄氏を任命することについて、議会の同意を求めらるるものであります。

第18号議案は、栃木県公害審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、今泉繁良氏、小白井敏明氏、五味洸秀幸氏、白土陽子氏、西山緑氏、山田洋一氏及び若狭昌稔氏を再任し、近藤峰明氏、齋藤宏昭氏、島藺佐紀氏、藤倉まなみ氏及び横山幸子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意を求めらるるものであります。

第19号議案は、真岡市及び下野市の境界を変更するため、議決を求めらるるものであります。

第20号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額について、議決を求めるものであります。

第21号議案及び第22号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第23号議案は、工事請負契約の締結について議決を求めるものであります。

第24号議案は、県の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

第25号議案から第27号議案までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。